

## 9. 労働関係法規

### 雇用契約について

雇用契約は以下最低限必須の項目につき書面で締結しなければならない。：労働の提供場所、雇用開始日および業務の内容。

被雇用者は契約日が明記されていない限り、雇用契約締結後1ヶ月以内に以下の義務および権利を書面にて通知される。

有給休暇、賃金と支払日、労働時間、職務内容、契約解除時期、その他種々契約に関する情報。

### 契約解除の通告

雇用契約は以下の場合、解除できる。

- 双方の合意による場合 雇用契約は合意日に解除される。
- 雇用契約の満期 雇用契約は期限を定める。
- 試用期間中の解除
- 解除通告
- 即時解雇

### 労働時間

- 基準労働時間は、週40時間である。
- 地下での労働に従事する者、3交替制もしくはノンストップ操業の職場では週37.5時間。
- 2交替制の職場では週38.75時間。
- 18歳未満の労働時間は週40時間（1日8時間）。
  
- 雇用者は当該労働組合と協議の上、労働時間スケジュールを決定する。一般的なルールとして、週5日制を前提として労働時間スケジュールが定められる。
- 労働時間が均等に配分されている場合、1シフトの労働時間は9時間を超えてはならない。
- 雇用者は労働時間スケジュールを不均等にすることが許される。例えば、季節的な多様性、受注量に応じて労働時間を配分することが可能な労働時間制を導入しても構わない。  
従業員が最長6時間連続して労働した場合、雇用者は最低30分間の食事・休憩時間を与えなければならない。従業員が18歳未満の場合、最長連続労働時間は4.5時間と定められている。食事・休憩時間は労働時間に含まれない。
- 雇用者はシフト勤務者がシフト勤務明けから次のシフト勤務まで連続する24時間内に最低12時間の休憩時間を持てるよう労働時間スケジュールを組まなければならない。18歳以上の場合には、ノンストップ操業もしくは不均等労働時間制を敷いている場合に限り、短縮時間を次の休憩時間で補うという前提で、連続する24時間内で最低8時間に短縮することが出来る。
- 雇用者は各週最短35時間（18歳未満の場合、48時間）の休憩時間を持てるよう労働時間スケジュールを組まなければならない。18歳以上の従業員の場合は最短の24時間に短縮することが出来る。  
但し、その際、次回休憩時間はその分だけ延長されるものとする。
- もし操業上問題なければ、雇用者は全ての従業員に対して1週間連続休暇を同時に、また日曜日を含めスケジュール化し得る。

**実際には、雇用者はフレックスタイムを導入し、従業員が柔軟に自分の労働時間を決定出来るよう、より大きな選択の幅を持たせる方向に動いており、重要なモチベーションとして機能している。**

フレックスタイムは1日、1週間もしくは4週間単位、いずれであっても構わない。

- 雇用者は異常事態が発生した場合、特別に時間外労働を要求することが出来る。時間外労働は週平均8時間ベースで年間150時間を超えてはならない。本時間を超える時間外労働は従業員の合意を要する。その場合でも、週平均8時間ベースで合計416時間を超えてはならない。企業は労働協約で法定上限以下の自発的時間外労働時間限度を定めることが出来る。

## 報酬

- 従業員には時間外労働手当として平均賃金の25%増しの賃金が支給される。(割増賃金に替え休息にても可)
- 従業員は法定祝祭日に出勤をした場合、代替の休息時間を得る。(休日出勤1時間につき1時間の休息)  
従業員が合意した場合、休息時間に替え、平均賃金の最低 100%増しの賃金が支給される。現在チェコの法定祝祭日は 12 日である。(休日が土日に掛かった場合、調整されない。)
- 土曜、日曜出勤に関わる割増賃金については法律の規定はなく、労使の合意で決定される。
- 夜間勤務手当および危険手当は、平均賃金の10%である。
- 最低賃金は政令で規定されている。：週 40 時間労働の月額賃金は 8,000 コルナ=306 ユーロもしくは時給 48.10 コルナ=1.84 ユーロである。(2008 年 01 月の平均為替レートは 1 ユーロ/26.1606 コルナ) 賃金計算の関係上、時間外労働、休日労働割増金等は含まれていない。
- その他の割増金については集団協約によってのみ変更がなされる可能性がある。

## 労働組合

- チェコ共和国は労働組合結成の自由、各組合の競争を原則としている。企業内に労働組合を結成する義務はない。労組結成には最低 3 名の従業員が必要である。
- 組合が社会的に果たす役割は依然大きいと考えられている。しかし、歴史的に見ても大規模なストライキやロックアウトは例が無い。2007 年 6 月現在の労働組合員数は 539,000 人であり、労働組合加入率はおおよそ 11%である。

労働組合員数は着実に減少している。

### チェコ・モラヴィア労働組合同盟加入組合員数

|                 | 1995      | 2000      | 2002    | 2005    | 2006    | 2007    |
|-----------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 労組加入者数 (退職者を含む) | 2 292 300 | 1 025 800 | 829,993 | 610,000 | 569,000 | 539,000 |

出所:チェコ・モラヴィア労働組合同盟 1995-2007

## 要約

| 1. 労働時間                                      |       | 例外                                 |
|--|-------|------------------------------------|
| 基本労働時間週                                      | 40 時間 | -- 週37.5 時間 = 地下労働、3交替制もしくは連続勤務    |
| 年間労働日 (時間)                                   |       | -- 週38.75 時間 = 2交替制                |
| 253 (2,024)                                  |       | -- 週40 時間 / 1日最長 8 時間 = 18歳以下の従業員  |
| 2. 食事・休憩時間                                   |       |                                    |
| -- 6 時間につき - 最低 30 分                         |       | -- 4.5 時間につき - 最低 30 分 -18 歳以下の従業員 |
| -- 労働時間に含まず。                                 |       |                                    |
| 3. 時間外労働                                     |       |                                    |
| 指示出来る。                                       |       | 従業員の合意が必要                          |
| 最長、年 150 時間                                  |       | - 年 150 時間以上 / 最長、週 8 時間           |
| 最長、週 8 時間                                    |       |                                    |
| 調整の為に休憩時間は時間外労働に含まれない。(時間外労働 1 時間 = 休息 1 時間) |       |                                    |
| 4. 賃金  |       |                                    |
| -- 最低 グロス賃金 = 48.10 コルナ / 時間, 年 8,000 コルナ    |       |                                    |
| 5. 法定最低割増金                                   |       |                                    |
| -- 時間外労働 = + 25%                             |       | -- 危険手当 = 10%増し                    |
| -- 午後勤務シフト = 規定なし                            |       | -- 土曜、日曜出勤 = 10%増し                 |
| -- 夜勤手当 = 10%増し                              |       | -- 法定祝祭日 = + 100%                  |
|  |       | 報酬の項ご参照をう。                         |